

岩手沿岸南部広域環境組合会計管理者事務決裁規程

平成18年 4月21日 訓令第3号

改正 平成19年 3月30日 訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、会計管理者の職務権限に属する事務の円滑な執行を図るとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の専決及び代決について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 会計管理者の権限に属する事務を、専決権者が常時会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 会計管理者又は専決権者が不在のとき、代決権者が一時的にそれらの者に代わって決裁することをいう。

(専決事項)

第3条 会計課長の職にある出納員(以下「会計課長」という。)が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 収入命令の審査に関すること。
- (2) 収入及び支出の更正に関すること。
- (3) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費及び費用弁償の支出に関すること。
- (4) 需用費(1件の金額が50万円以上の食料費を除く。)、役務費その他の物件費で定期的又は定額的なものの支出に関すること。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、1件の金額が1,000万円未満(1件の金額が50万円以上の交際費を除く。)の支出負担行為の確認及び支出に関すること。
- (6) 過誤納金の払戻し及び過誤払金の戻入れに関すること。
- (7) 資金前途及び概算払の精算に関すること。
- (8) 予算流用及び予備費の充用の通知の処理に関すること。
- (9) 物品の受入れ及び払出しに関すること。

(専決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項については専決することができない。

- (1) 特に重要又は異例と認められる事項
- (2) 紛議論争となっている事項又は処理によって紛議論争を生ずる恐れがあると認められる事項
- (3) 前各号のほか、会計管理者においてその事案を了知しておく必要があると認められる事項

(代決)

第5条 会計管理者が不在のときは、会計課長補佐がその事務を代決する。

(代決の制限)

第6条 前2条の代決は、次の各号に掲げるもの以外はすることができない。

- (1) あらかじめ処理の方針が示されてあったもの
- (2) 緊急やむを得ないもの、比較的軽易なもの又は定例的なもので代決処理しても他に何ら支障を及ぼさないと認められるもの

(後閲)

第7条 第5条の規定により代決した事務は、あらかじめ会計管理者から指示されたものを除き「要後閲」と表示し、事後速やかに、会計管理者の後閲を受けなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年4月21日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。